



畜産PR大使「おーいたん」

公益社団法人 大分県畜産協会 TEL:097-545-6594
FAX:097-554-4049

第103号

令和元年8月分交付金概算払単価公表

肉用牛肥育経営安定交付金制度の令和元年8月分の交付金概算払単価が公表されましたので、概算払いを行います。

肉専用種については、75,301.7円・乳用種については、22,905.5円 交雑種については交付がありませんでした。

詳細につきましては、肉用牛肥育経営安定交付金制度の交付金単価について【令和元年8月分】(独立行政法人農畜産業振興機構発行)をご覧ください。

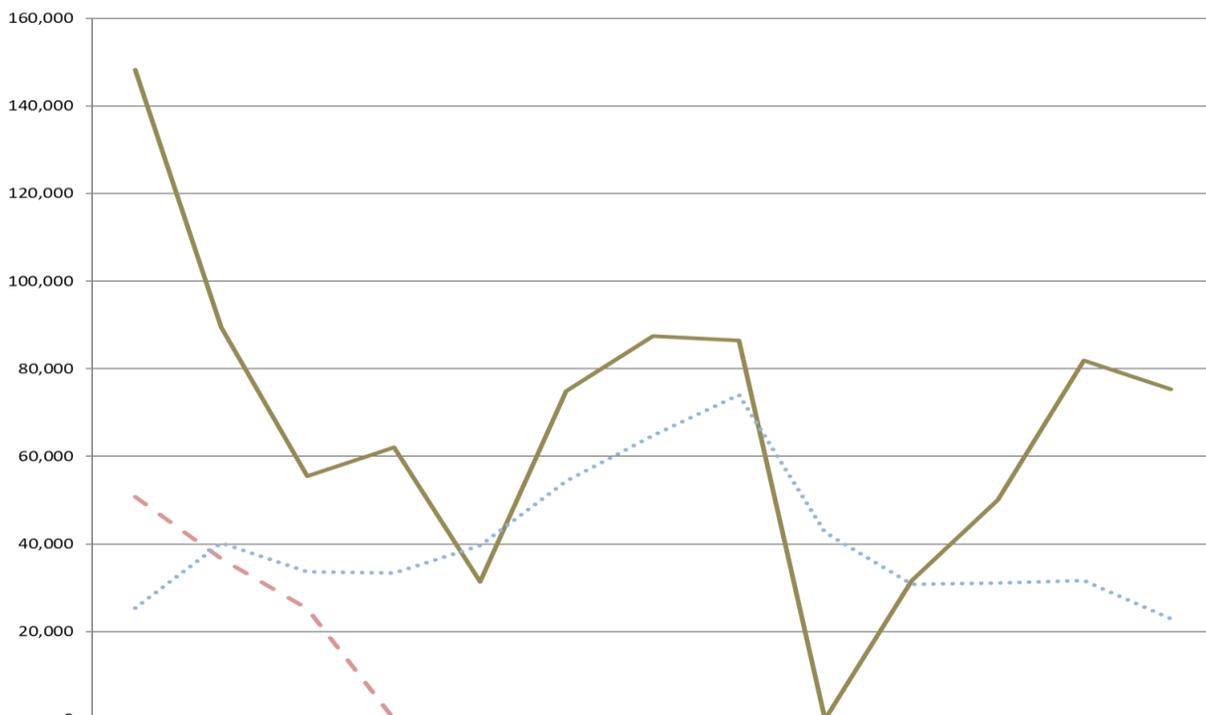
トピックス

●令和元年8月分の単価(概算)が公表されました。

●8月分の交付金交付は、10月29日(火)を予定しております。

交付金発動状況

単位:円



	8月	9月	10月	11月	12月	H31.1月	2月	3月	4月	R1.5月	6月	7月	8月
— 肉専用種	148,200	89,400	55,500	62,000	31,400	74,840.4	87,491.7	86,398.2	0.0	31,689.0	50,013.0	81,923.9	75,301.7
- - 交雑種	50,800	36,700	25,200	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
... 乳用種	25,400	40,200	33,700	33,400	39,700	54,378.9	64,769.4	74,024.1	42,722.1	30,806.1	31,029.3	31,702.1	22,905.5

牛マルキン事業に関するホームページ

★公益社団法人 大分県畜産協会 <http://oaita.lin.gr.jp/>

当協会のホームページです。マルキン情報の他、市場結果、種雄牛情報等も掲載しております。

★独立行政法人 農畜産業振興機構 https://www.alic.go.jp/operation/livestock/assistance-marukin_00002.html
補填金単価の公表の他、単価算定に関する各種参考資料等が掲載されております。

(1) 畜産物の市況展望【牛肉】

～和牛から交雑牛へと需要がシフト～

8月の牛枝肉価格は、和牛は去勢A5が前月比80円安の2,673円(前年同月比123円安)と6ヶ月連続で前年実績を下回った。また同A4は39円安の2,376円(同70円安)と昨年11月以来の2,300円台に、同A3は45円安の2,175円(同35円安)と2,200円を割り込んだ。猛暑の影響で全部位的に消費が低迷した。軟調相場を受けて肥育農家の中には出荷を控える動きも散見された。

交雑牛はB4で19円安の1,767円(同79円高)、B3が27円高の1,680円(同122円高)、同B2は7円高の1,536円(同147円高)。消費者の低価格志向が根強い中、和牛の値ごろ感が薄れ、交雑牛に引き合いが集中した。

9月に入っても末端需要は低調だった。気温がようやく下がり消費回復が期待されたが、より単価の安い商材の引き合いが強いことから、売り場では輸入牛肉が訴求された。連休の催事も予定されていたが、台風15号による大規模停電、断水、建物被害による混乱が長引いている。

季節的にカタロス、ウデなどのスライス材が動き始めるが、10月の消費増税で消費マインドがさらに悪化する可能性があり、「和牛は10月も相場が回復するかどうかは微妙なところ」(市場関係)という。交雑牛は今後も量販店等が年末に向けて最強化を図るとみられ、高値み張り付いた展開か。輸入牛肉は日米貿易交渉の大枠が一致し、より安い米国産が輸入されることが想定されることから、これまでの高い冷凍在庫を消化しようとする動きが強まり、米国産ビーフが市中に多く出回る可能性がある。

10月は消費税が10%に引き上げられることで、消費者の財布のひもが一層固くなるとの見方が強い。以上から和牛去勢A5で2,750円、A4で2,400円前後、A3で2,150～2,200円、交雑種去勢B3で1,650円中心。

(※公益社団法人中央畜産会 発行 畜産コンサルタント誌10月号 抜粋)

(2) 情報提供

～畜産環境規制の現状と課題(新たな暫定排水基準の改定と臭気対策)～

農林水産省生産局畜産部畜産振興課

【畜産環境対策をめぐる現状】

畜産環境対策については、平成16年の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(以下「家畜排せつ物法」)の本格施行から焼く15年を経ているが、家畜排せつ物の適正な管理・処理やその利用等、現場における取組は、一定の水準において概ね安定的に行われるようになってきている。

一方、家畜排せつ物の利用をさらに進めていく必要があることに加えて、施設の老朽化や、飼養規模の拡大に伴う一戸当たりの家畜排せつ物発生量増加への対応、住民の環境意識の高まりへの対応等が必要になっている。また、家畜排せつ物法の施工や環境意識の高まりによって、家畜排せつ物の適切な処理が経営にとって当然求められる営農行為の一つになった一方で、整備した家畜排せつ物の処理施設の管理に関しては、必ずしも適切とは言えない事例が散見される。

このような状況を踏まえ、家畜排せつ物法の施行状況調査や水質汚濁防止法や悪臭防止法等の環境規制に関する現状や今後の課題について紹介する。なお、具体的な対策事例や技術面の詳細な情報などは、本誌における他の執筆者の方々からの紹介に詳しいので、参照していただきたい。

(※公益社団法人中央畜産会 発行 畜産コンサルタント誌10月号 抜粋)

畜産の経営を維持又は規模拡大するためには畜産の環境対策は不可欠であり、近隣住民との良好な構築が必要だと思っておりますので、是非つづきの別紙を参照してみてください。

畜産環境規制の現状と課題

～新たな暫定排水基準の改定と臭気対策～

農林水産省生産局畜産部畜産振興課

はじめに

畜産環境対策については、平成16年の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（以下「家畜排せつ物法」）の本格施行から約15年を経ているが、家畜排せつ物の適正な管理・処理やその利用等、現場における取組は、一定の水準において概ね安定的に行われるようになってきている。

一方、家畜排せつ物の利用をさらに進めていく必要があることに加えて、施設の老朽化や、飼養規模の拡大に伴う一戸当たりの家畜排せつ物発生量増加への対応、住民の環境意識の高まりへの対応等が必要になっている。また、家畜排せつ物法の施行や環境意識の高まりによって、家畜排せつ物の適切な処理が経営にとって当然求められる営農行為の一つになった一方で、整備した家畜排せつ物の処理施設の管理に関しては、必ずしも適切とは言えない事例が散見される。

このような状況を踏まえ、家畜排せつ物法の施行状況調査や水質汚濁防止法や悪臭防止法等の環境規制に関する現状や今後の課題について紹介する。なお、具体的な対策事例や技術面の詳細な情報などは、本誌における他の執筆者の方々からの紹介に詳しいので、参照していただきたい。

畜産環境対策をめぐる現状

（1）家畜排せつ物法施行状況調査

家畜排せつ物法では、家畜排せつ物の管理の適正化について、「畜産業を営む者が遵守すべき規準」（以下「管理基準」）が定められている。管理基準の対象となるのは、一定規模以上を飼養（牛、豚、鶏、馬）する農家であり、畜産農家全体の約6割（戸数ベース）に当たる。

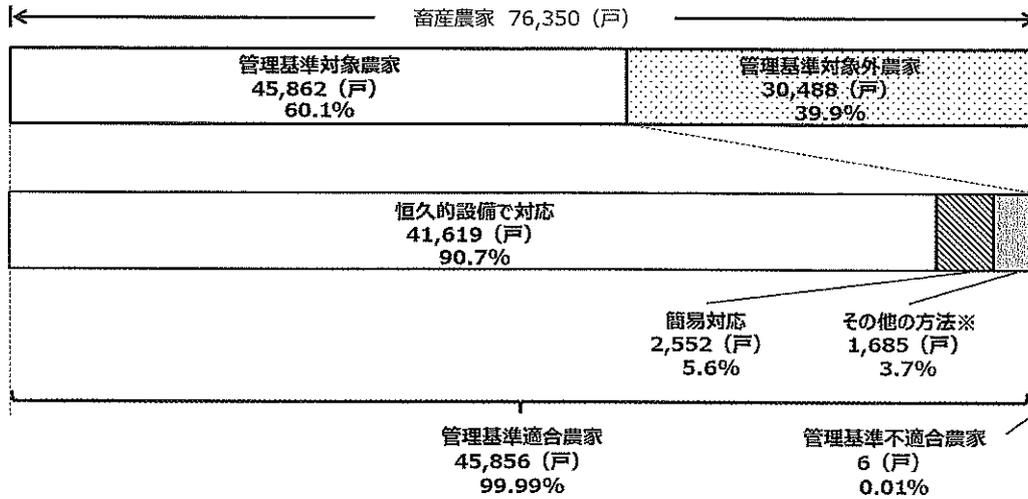
この管理基準の遵守状況については、都道府県や関係者の協力を得て、平成16年の家畜排せつ物法の本格施行以降、毎年（近年は概ね隔年）調査を実施してきたところである。直近では平成29年12月1日時点の状況の調査を行った（図1）。

調査の結果、管理基準の対象農家のうち、99.99%とほぼ全ての農家が管理基準を遵守していた。関係者の皆様の御尽力に敬意を表するとともに、今後もこの状態を維持・改善できるように、さらなる取り組みをお願いする次第である。

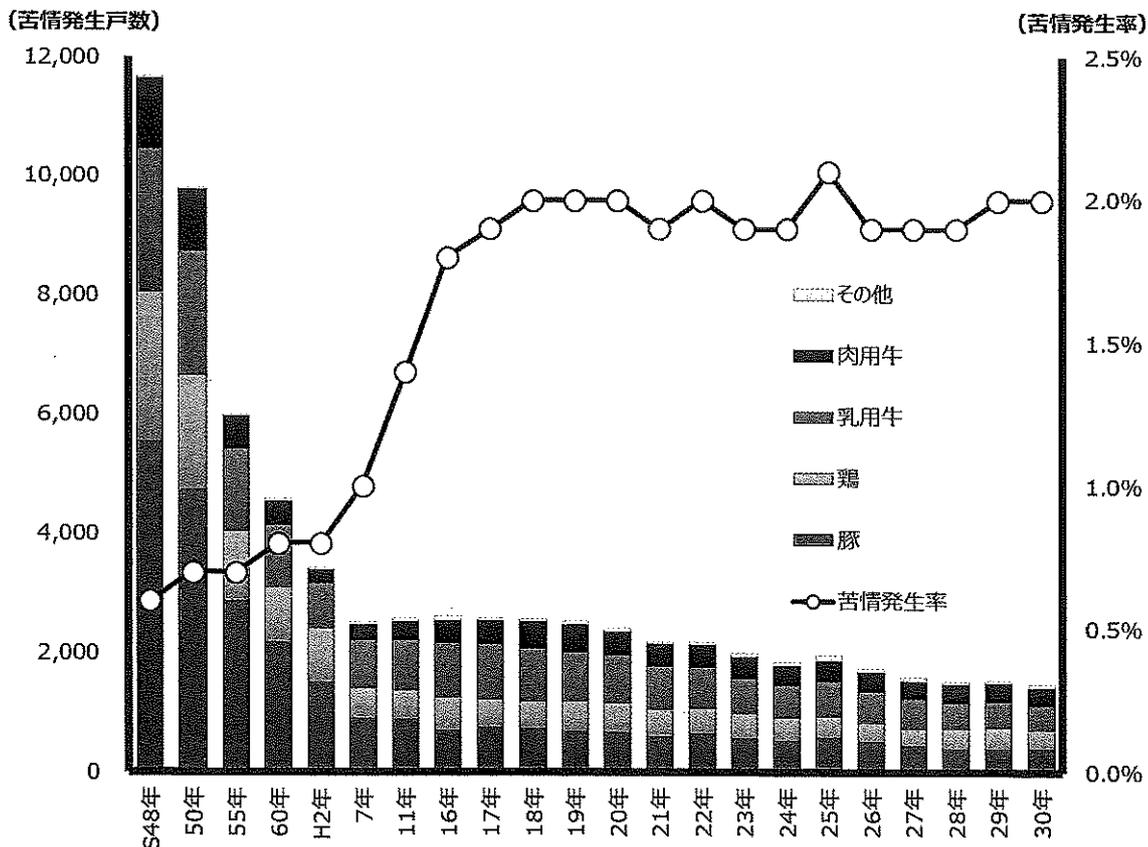
（2）苦情発生状況

畜産経営に起因する苦情発生状況についても、都道府県や関係者の協力を得て、毎年調査を実施している。直近の平成30年度調査の結果では、これまでの傾向と同様に、苦情発

(図1) 家畜排せつ物法施行状況調査の結果 (平成29年度・構造設備基準の遵守状況)



(図2) 畜産経営に起因する苦情発生調査の結果 (平成30年度)



注) 1 複数の畜種を飼養している農家において苦情が発生し、その苦情の原因畜種が特定できない場合は、主たる飼養畜種の農家として計上している。

2 苦情発生率は、農家戸数が不明である「その他」(馬及びその他の家畜)を除いて算出している。

生戸数(1,480戸)は減少傾向にあるものの、苦情発生率(畜産農家戸数当たりの発生戸数)は横ばい傾向(2.0%)にあった(図2)。

苦情の種類別では、悪臭苦情の発生戸数が

過半(53.4%)を占めていた。また、畜種別にみると、発生戸数は乳用牛が最も多かったものの、発生率で見ると採卵鶏(10.0%)や養豚(9.0%)が高く、これらの畜種では特

(表1) 畜産経営に起因する苦情発生調査の結果 (平成30年度・畜種別苦情発生戸数)

畜種	悪臭	水質汚濁	衛生害虫	その他	計
乳用牛	234 (1.5%)	97 (0.6%)	49 (0.3%)	94 (0.6%)	407 (2.6%)
肉用牛	191 (0.4%)	71 (0.1%)	44 (0.1%)	51 (0.1%)	305 (0.6%)
豚	275 (6.2%)	158 (3.5%)	23 (0.5%)	25 (0.6%)	403 (9.0%)
採卵鶏	146 (6.6%)	37 (1.7%)	93 (4.2%)	13 (0.6%)	221 (10.0%)
ブロイラー	62 (2.7%)	13 (0.6%)	2 (0.1%)	8 (0.4%)	79 (3.5%)
その他	30	13	4	23	65
計	938	389	215	214	1,480

- 注) 1 複数の畜種を飼養している農家において苦情が発生し、その苦情の原因畜種が特定できない場合は、主たる飼養畜種の農家として計上している。
 2 複数種類の苦情を併発しているものは1戸として計上しているため、種類別発生戸数の合計とは一致しない。
 3 複数種類の苦情を併発しているものは1戸として計上しているため、種類別発生戸数の合計とは一致しない。

に悪臭の苦情が多かった(表1)。

さらに、飼養規模別に苦情発生率を整理したところ、ブロイラーを除いた全ての畜種で、飼養規模が大きくなるに連れて苦情発生率が高くなるという傾向にあった(図3)。

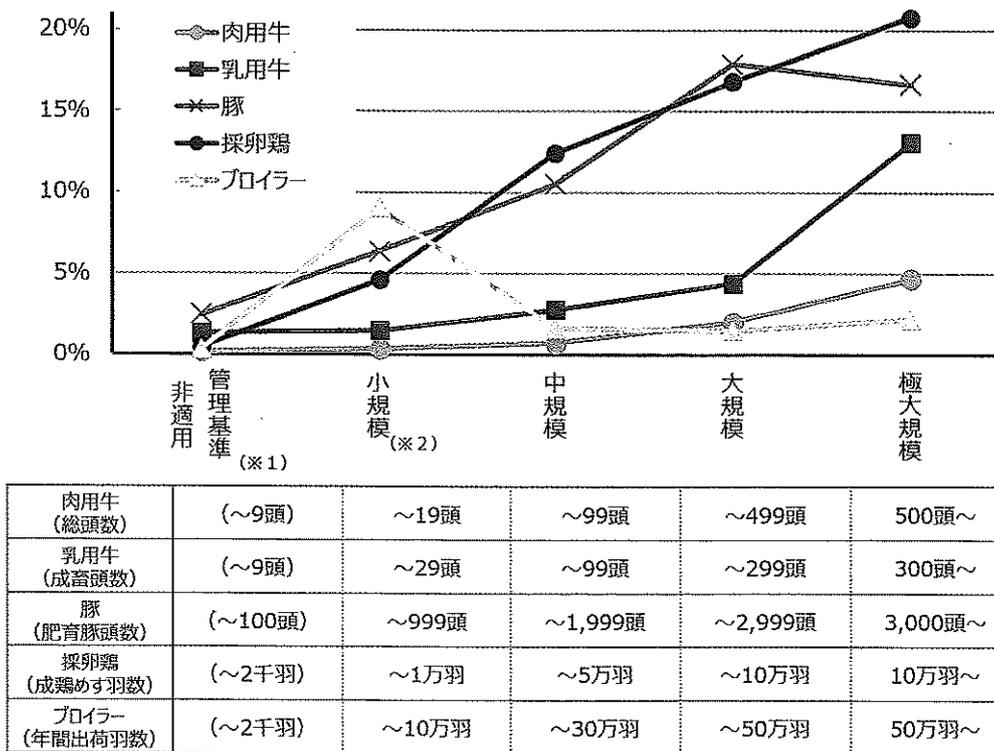
経営の効率化や生産基盤の強化を進めていくため、各畜種において規模拡大が進展しているが、以上の結果からは、規模拡大に当たっては、近隣住民との良好な関係の構築等に十分に留意しながら進める必要があることを示している。

畜産環境規制の現状と課題、対策

(1) 水質

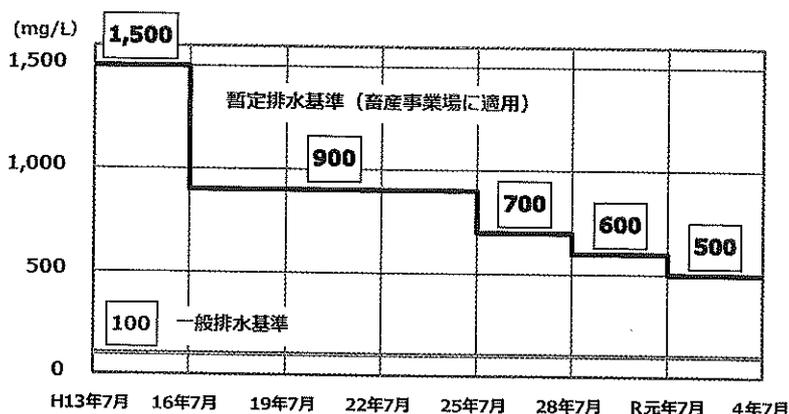
水質汚濁防止法については、環境省からの報告に詳しいが、平成13年7月に硝酸性窒素等(アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝

(図3) 畜産経営に起因する苦情発生調査の結果 (平成30年度・経営規模別の苦情発生率)



- (※1) 本図における管理基準の適用・非適用は、それぞれ下表の()内の頭羽数により便宜的に分類したものである。
 (※2) 採卵鶏、ブロイラーにおいては、極小規模の経営数が統計に計上されていないため、小規模区分の苦情発生率は実際より高く見積もられている可能性がある。

(図4) 水質汚濁防止法に基づく硝酸性窒素等の暫定排水基準の推移



酸化合物および硝酸化合物)の一般排水基準(100mg/l)が設定され、その際、直ちに一般排水基準を達成することが困難であるとして、畜産農業等については暫定排水基準が設定された。この規制は、畜産であれば、一定の規模以上の特定施設(豚房50㎡以上、牛房200㎡以上、馬房500㎡以上)を設置する事業場に適用される。

平成13年当初には1,500mg/lの暫定排水基準が設定されていたものが、段階的に引き下げられ、令和元年7月からは、新たに500mg/lの暫定排水基準が適用されることとなった。そのため、現在、硝酸性窒素等の濃度が比較的高い畜産事業場においては、排水処理の更なる改善を行う必要がある(図4)。

なお、平成23年から施行された改正水質汚濁防止法により、規制対象となる特定事業場については、原則年1回以上の排出水の測定・記録・保存が義務づけられた。この自主測定を実施することにより、自らの排水実態を把握した上で、排水基準を遵守するための対策を着実に実施していく必要がある。

(2) 悪臭

悪臭防止法に基づく規制地域は、平成29年度では73.8%の市町村で設定されており、その数は徐々に増えている。また、個別物質(ア

ンモニア、硫化水素を始めとする22物質)の濃度規制では対応できない複合臭への対応として、平成7年に臭気指数(人間の嗅覚を用いて臭気の程度を数値化したもの)による規制が導入され、臭気指数による規制地域を導入する市町村数も徐々に増加している。一般的に、臭気指数による規制は、個別物質の

濃度による規制に比べ、より苦情内容と合致したものになると言われている。規制の導入の有無に関わらず、周辺住民に配慮した臭気対策は不可欠であるが、臭気指数規制が新たに導入された地域では、必要があれば、市町村の環境部局にも相談しながら、臭気対策を適切に進めていくべきであろう。

家畜を飼養している以上、畜舎や家畜排せつ物の処理・保管施設、さらには堆肥の輸送・散布など、様々な場所、状況で一定の臭気が発生する。畜産経営において、臭気が発生、流出を完全に防ぐことは困難であるし、悪臭防止法もゼロまでを求める規制ではないが、地域の産業の一つとして経営を続けていくためには、周辺住民への配慮及び適切な臭気対策が必要不可欠である。臭気発生を軽減するためには、畜舎のこまめな清掃や好気性発酵の促進など、日頃から基本的な管理を徹底することが重要であり、(一財)畜産環境整備機構が作成した「日本型悪臭防止最適管理手法(BMP)の手引き」に詳しく書かれているので、一読していただきたい(同機構のウェブサイト(<http://www.chikusan-kankyo.jp/bmp/bmp.html>)に掲載)。

また、近隣住民との良好な関係の構築も非常に重要である。前述の通り、畜産経営に起因する苦情の過半は臭気問題であるが、市町

村等に相談があった臭気問題をみると、悪臭防止法等に基づく規制の範囲内であっても、近隣住民との間で感情的なもつれができてしまうと、改善策を講じてもなかなか納得してもらえない事例が散見される。

逆に、住宅地にすぐ隣接しているような畜産経営でも、日頃から近隣住民との間で良好な関係を構築することにより、特に苦情が発生することなく安定的に経営を継続できているという例も少なくはない。畜産経営からの「臭気の発生、流出」をゼロにすることはできないが、地域において許容してもらえるか否かは、効果がある臭気軽減対策に真摯に取り組むとともに、近隣住民との日頃からのコミュニケーションや地域への貢献などを通じた良好な関係の構築が大切である。

最近では、市町村が間に立って畜産農家、近隣住民、関係機関などが参加、協議する場としてする協議会を立ち上げ、悪臭の状況を把握して効果的な臭気軽減対策の推進、さらには相互理解を促す取組が始まっている。具体的には、住民の畜産臭に対する意識把握のためのアンケート調査や専門家による臭気発生場所の特定や臭気指数等の測定による臭いの見える化、測定結果に基づく臭気軽減に向けた助言・指導、さらには効果測定などが行われている。これらの取り組みや臭気対策の具体的な事例は、(公社)におい・かおり環境協会のウェブサイト (<http://orea.or.jp/about/gijutsu.html>) に掲載されているので参照していただきたい。

(3) 環境規制に対応するための支援

排水処理を始めとした家畜排せつ物の適正な管理、処理、利用は、必要な施設を整備しただけで実現するものではなく、農場での日々の管理、処理が適切に行われて初めて実現するものであることにも十分留意する必要

があるが、これらの取組を実施した上で、なお必要があれば、排水処理施設や脱臭装置等の施設整備による対策も選択肢になる。

施設整備に当たっては、(一財)畜産環境整備機構が実施するリース事業による支援、強い農業づくり交付金による共同利用施設の整備に対する支援等がある。特に、リース事業については、本年度、排水処理施設や脱臭装置等を含む家畜排せつ物処理施設等を整備するに当たり、原則、保証保険料・損害保険料とも実質負担がない貸付枠(畜産環境対策リース事業)を新たに設けたところなので、活用を検討していただきたい。

おわりに

家畜排せつ物法を制定した時点では、野積み・素掘りの解消が大きな課題であり、その点はほぼ達成されたと考えられる。しかしながら、その後、わが国における環境意識の高まりなどを背景として水質汚濁防止法や悪臭防止法等の環境規制が強化されたこと、畜産経営の大規模化により、悪臭問題などが顕在化しやすい状況になってきたことを踏まえれば、より一層の環境対策が求められる状況にあることを畜産関係者は深く認識すべきであろう。畜産業が地域の産業として健全に維持・発展していくためには、近隣住民の受け止め方を日頃から十分配慮し、効果的な畜産環境対策に取り組んでいくことが必要不可欠である。

特に臭気問題への適切な対策は、畜産経営を安定的に続けていくために最も重要な課題になっており、地域の関係者で知恵を出し合いながら、効果的な対策、取組を推進していくことを強く期待する。

(農林水産省生産局畜産部畜産振興課)